

リフォーム工事に基づく工事代金の請求に関しては、従来「工事の設計、施工または監理を業とする工事に対する債権」として3年の短期消滅時効であり、3年間請求しなければ時効により消滅すると考えられていました。

しかしながら、このような旧法において認められていた短期消滅時効は新法においては削除され、「権利を行使することができる時から10年」という旧法の原則的な消滅時効期間を維持した上で、「権利を行使することができることを知った時から5年」という消滅時効期間を追加し、そのいずれかが経過した場合には消滅することになりました（新法第166条1項）。この「権利を行使することができることを知った時」とは具体的には「権利発生原因についての認識のほか、権利行使の相手方である債務者を認識することが必要である」と解釈されています。そして契約に基づく債権は、契約時に債権者が「権利を行使することができることを知った時」といえるのが通常であるため、時効期間は契約時から5年になると解釈されています。

以上